

第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画(案)の概要

第1章 計画策定の趣旨

1 国の動き

- 我が国の子どもの貧困率 16.3%
(平成25年国民生活基礎調査)
※令和4年調査による最新値は11.5%。
令和元年調査から2.5ポイント改善(R1~新基準採用)
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行(H26.1月)
- 子供の貧困対策に関する大綱の閣議決定(H26.8月)
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行(R元.9月)
- 子供の貧困対策に関する大綱の閣議決定(R元.11月)
- こども基本法の施行(R5.4月)
- こども施策に関する大綱の閣議決定(R5.12月)

2 県計画について

- 子どもの貧困対策推進法第9条に基づく都道府県計画として策定(H28.3月)
- 改正法、新大綱を勘案し、第2期計画を策定(R2.3月)

3 県計画の期間

- 令和2年度から令和5年度までの4年間(現行)
- 令和2年度から令和6年度までの5年間

第2章 本県の子どもの貧困を取り巻く現状と課題

1 現状

- 生活保護世帯の18歳未満の子どもの数は減少
H24年度 2,121人 → R3年度 1,342人
- 生活保護世帯の子どもは、一般世帯と比較して高等学校等進学率が7.6ポイント、大学等進学率が30.8ポイント低い。

項目	生活保護世帯	一般世帯	備考
高等学校等進学率	91.3% (92.1%)	98.9% (98.6%)	R3年度時点 (H30年度時点)
大学等進学率	37.6% (23.1%)	68.4% (66.6%)	

出典:生活保護世帯は宮崎県福祉保健課調べ(令和4年4月1日)
一般世帯は「学校基本調査」(令和4年度)を基に作成

- ひとり親家庭(母子家庭)は収入面において厳しい状況
母子家庭の45.4%が平均月収15万円未満
(令和4年ひとり親世帯生活実態調査)

2 課題

本県の中学2年生及びその保護者を対象に実施した令和4年度アンケート調査結果を踏まえた特に重要な課題

課題① 保護者の生活・就労支援の充実

課題② 教育の支援の充実

課題③ 各種支援制度の周知の徹底

課題④ 活動の拡大及び人材の育成・確保

第3章 計画の基本理念・基本方針と指標・目標

1 基本理念

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、
現在及び将来に夢や希望を持って安心して育つこと
のできる社会の実現を目指す

2 基本方針

温かな県民性に育まれた地域のつながりを活かし、
県民・関係団体・行政が連携・協力して子どもの貧困
対策に取り組む

3 (1) 子どもの貧困に関する指標

- 本県の状況を把握し、計画の実行性を担保するために、24項目の指標を設定

子どもの貧困に関する指標の主な項目	
生活保護世帯の子どもに関する指標	高等学校等進学率、中退率、大学等進学率 計3項目
児童養護施設の子どものに関する指標	高等学校等進学率、大学等進学率 計2項目
ひとり親家庭に関する指標	子どもの就労率、親の就業率、親の正規職員・従業員の割合 計5項目
全世帯の子どもに関する指標	高等学校等進学率、中退率、中退者数 計3項目
スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーに関する指標	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合など計4項目
就学援助制度に関する指標	入学時及び毎年度の進級時に学校で制度の書類を配布している市町村の割合
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況に関する指標	小学校、中学校 計2項目
高等教育の修学支援新制度の利用者数に関する指標	大学、短期大学、高等専門学校、専門学校 計4項目

3 (2) 計画において目指す目標

- 24項目の指標の改善を目標
- 貧困の世代間連鎖の解消のために特に重要な項目について数値目標を設定

No.	項目	計画策定時 (平成30年度)	現況値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.1%	87.4%	94.0%
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	5.2%	6.2%	4.0%
3	公立小・中学校でスクールソーシャルワーカーが子どもの貧困対策に関する研修を実施した割合	—	41.4%	100%
4	市町村の子どもの貧困対策推進計画策定率	38.5% (10市町)	96.2% (25市町村)	100% (26市町村)

第4章 指標の改善に向けた取組

1 保護者に対する職業生活の安定と向上 に資するための就労の支援

(1) 保護者に対する生活支援

- 生活困窮者に対する自立支援
 - 市町村における幼児教育・保育サービスの確保
 - 保護者の心身の健康の確保
- #### (2) 保護者に対する就労支援
- 生活保護受給者に対する就労支援
 - ひとり親家庭のための就業相談や学び直しのための支援
 - 離職者や転職者等の技能・知識習得のための職業訓練など

2 教育の支援

(1) 学校をプラットフォームとした対策の展開

- 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携
- 地域による学習支援
- 高等学校等における就学継続のための支援

(2) 幼児教育・保育の質の向上

- 質の高い幼児教育及び保育の提供
- 幼児教育・保育の量の確保と質の向上

(3) 就学支援の充実

- 小学校就学前段階の就学支援の充実
- 義務教育段階の就学支援の充実等
- 高校生等奨学給付金制度などによる経済的負担の軽減

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

- 高等教育の修学支援新制度等による経済的な支援

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

- 生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもの学習支援

(6) その他の教育支援

- 子どもの食事、栄養状態の確保
- ガイドブックなどによる支援制度の周知等

3 生活の安定に資するための支援

(1) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

- 関係団体が連携したネットワークの構築
- 支援を行う人材の育成・確保など

(2) 子どもに対する生活支援

- 児童養護施設等の退所児童等の支援
- 生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもの居場所づくりを含む生活支援(子ども食堂等)
- 食育、歯と口の健康づくり推進

(3) 子どもに対する就労支援

- 児童養護施設等の退所児童等の支援
- 就労困難な子どもや高校中退者等への支援

(4) 支援体制の充実強化

- 児童福祉施設の体制強化
- 里親の新規開拓の推進
- 児童相談所の相談機能強化
- 相談職員の資質向上など

(5) その他の生活支援

- 母子保健や児童福祉における切れ目のない支援

4 経済的支援

(1) 生活を下支える手当等の支給

- 児童扶養手当、児童手当等
- 認定こども園等を利用する際の生活保護世帯等に対する実費徴収額の一部補助
- 母子父子寡婦福祉資金等の貸付
- ひとり親家庭の医療費の助成
- 生活保護制度における経済的支援(大学等進学時の進学準備給付金支給)
- 養育費の確保
(母子家庭等就業・自立支援センターにおける弁護士への相談支援)

第5章 実態を踏まえた計画の推進について

1 計画の推進体制と関係者の役割

- 行政、県民、関係団体、民間団体等による一体的な取組
- 関係者の連携のためのネットワークの構築
- 地域の実情に応じた取組の推進

2 各種支援制度の周知の徹底

- 各種支援制度の情報提供、制度の周知徹底

3 計画の進捗管理

- 「宮崎県子どもの貧困対策協議会」における点検・評価
- 社会経済情勢に応じた計画の見直し